

## 平成22年第2回志布志市議会臨時会

### 目 次

第1号（5月20日）	頁
1. 議事日程	4
2. 出席議員氏名	5
3. 欠席議員氏名	5
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	5
5. 議会事務局職員出席者	5
6. 開 会・開 議	6
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
8. 日程第2 会期の決定	6
9. 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市林業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について）	6
10. 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について）	8
11. 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）	9
12. 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	11
13. 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	12
14. 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて （平成21年度志布志市一般会計補正予算（第9号））	16
15. 日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて （平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））	18
16. 日程第10 議案第36号 志布志市税条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	19
17. 日程第11 議案第37号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第1号）	20

18. 追加日程第1 発議第6号 口蹄疫発生に伴う支援策の実施を求める意見書の提出につ いて.....	29
19. 閉 会.....	30

平成22年第2回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	内 容
5月20日	木	本会議	開会 会期の決定 議案上程・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市林業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度志布志市一般会計補正予算(第9号))
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて
議案第36号	志布志市税条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の (平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))制定につい て
議案第37号	平成22年度志布志市一般会計補正予算(第1号)
発議第6号	口蹄疫発生に伴う支援策の実施を求める意見書の提出について

## 平成22年第2回志布志市議会臨時会（第1号）

期 日：平成22年5月20日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市林業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度志布志市一般会計補正予算（第9号）)
- 日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）)
- 日程第10 議案第36号 志布志市税条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第37号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 追加日程第1 発議第6号 口蹄疫発生に伴う支援策の実施を求める意見書の提出について

### 出席議員氏名（23名）

1 番 平 野 栄 作  
4 番 丸 山 一  
6 番 坂 元 修一郎  
8 番 藤 後 昇 一  
10 番 立 平 利 男  
12 番 立 山 静 幸  
14 番 長 岡 耕 二  
16 番 林 勇 作  
18 番 東 宏 二  
20 番 上 村 環  
22 番 丸 崎 幹 男  
24 番 野 村 公 一

2 番 下 平 晴 行  
5 番 玉 垣 大二郎  
7 番 鶴 迫 京 子  
9 番 毛 野 了  
11 番 本 田 孝 志  
13 番 小 野 広 嗣 博  
15 番 金 子 光 博  
17 番 岩 根 賢 二  
19 番 小 園 義 行  
21 番 鬼 塚 弘 文 史  
23 番 福 重 彰 史

### 欠席議員氏名（1名）

3 番 西江園 明

### 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一  
教 育 長 坪 田 勝 秀  
情報管理課長 徳 満 裕 幸  
財 務 課 長 溝 口 猛  
市民環境課長 竹之内 宏 史  
福 祉 課 長 山 下 修 一  
農 政 課 長 上 原 登  
畜 産 課 長 中 崎 章 文  
松山支所長 白 坂 照 雄  
水 道 局 長 井 手 佐喜雄  
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之  
学校教育課長 金 久 三 男

副 市 長 井 手 南海男  
総 務 課 長 中 崎 秀 博  
企画政策課長 溝 口 敏 久  
港湾商工課長 萩 本 昌一郎  
税 務 課 長 外 山 文 弘  
保 健 課 長 木佐貫 一 也  
耕地林務水産課長 立 山 広 幸  
建 設 課 長 中 迫 哲 郎  
志布志支所長 小 辻 一 海  
会 計 管 理 者 楠 川 昭 博  
教育総務課長 五 代 豊 一 隆  
生涯学習課長 津 曲 兼

### 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文  
調査管理係長 坂 元 正 知

次長兼議事係長 徳 田 弘 美  
調査管理係 日 高 しのぶ

午前10時00分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成22年第2回志布志市議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、玉垣大二郎君と坂元修一郎君を指名いたします。

○  
日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第3、承認第1号から日程第11、議案第37号まで、以上9件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から議案第37号まで、以上9件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定いたしました。

○  
日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市林業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成22年3月30日に鹿児島県行政組織規則の一部が改正されたことに伴い、緊急に志布志市林業振興対策協議会条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市林業振興対策協議会条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めらるるものであります。

内容につきましては、県の組織機構の改編に伴い、第3条第2項第3号の県の組織名を「大隅地域

振興局農林水産部曾於支所」から「大隅地域振興局農林水産部」に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○19番（小園義行君）** 県の組織機構の改革ということでありますが、今回、曾於支所というのがなくなっただけですね。それで、大隅地域振興局農林水産部というのが鹿屋にあるわけですが、この県の組織の在り方として旧肝属郡、鹿屋市を含めてですね、そして、曾於郡とのそういった職員の配置の在り方等々というのは、どういう状況になっているのか、ちょっとお知らせをください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

県の組織機構の改編に伴って、今回、このようなふうに曾於支所がなくなったということでありまして、鹿屋の方の振興局の農林水産部に機能が一括されたということになります。ということで、人員の配置につきましては、それに伴いまして曾於支所に在籍した者については、大隅地域振興局の農林水産部の方に配置されるということになるわけですが、これは県の方も人員削減をしておりますので、そのような流れの中で、組織機構の改編ということがございますので、総体とすれば、今回、大隅地域振興局農林水産部、またはほかの部につきましても人員は削減されるというふうなふうに認識しております。

**○19番（小園義行君）** ここに議案としてですね、あなたたちが専決処分までしてやらなきゃいけないかったその理由として、県のそういう組織改編があつてということですよ。これでいくと漁業振興対策協議会、いろんなそういったもの等々もあるわけですが、分からなきゃ分からないでいいんですよ。曾於支所というのはなくなって、この志布志市、曾於市、そういったとこに対して県の行政にかかわるものが、どういった形で改編になったのかと、そのことぐらいはですよ、今、市長の答弁は字面で見ればもう、すぐ分かることです。そういったものぐらいは把握して提案されないと、これいかなのではないですか。

じゃあ、あと漁業振興対策協議会、いろんなものがありますよ。そういったものは専決処分しないでよかったのかどうか、ちょっとお知らせを。

**○耕地林務水産課長（立山広幸君）** 漁業振興対策協議会につきましては、メンバーの中に含まれておりませんので、専決の必要はなかったということでございます。

以上で終わります。

**○市長（本田修一君）** この県の組織機構の改編につきましては、今回、このようなことに最終的にはなるということですが、このことにつきましては期間を設けて私どもと協議をさせていただきながら、そしてまたそのことにつきましては、いろいろな状況の変化があつた折にも、皆さん方にも御説明をしているというふうには考えているところでございます。

そのようなことで、十分私どものこの地域の実情というものについて引き続いて重点的に取り組むべき部署については、そのような要望を重ねながらこのことについては対応をしていただいているというふうに考えております。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

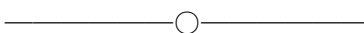
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。



#### 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成22年3月17日に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が公布され、及び平成22年3月31日に過疎地域自立促進特別措置法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市過疎地域産業開発促進条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置の対象業種のうち、ソフトウェア業が廃止され、情報通信技術利用事業が追加されることとなったため、本則中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

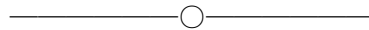
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。



**日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）**

○議長（上村 環君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成22年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（外山文弘君） おはようございます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

なお、今回承認を求める改正につきましては、平成22年4月1日から施行されるものについて専決した部分でございます。したがって、6月1日施行分及び10月1日以降の施行分につきましては、別途議案提案をする予定でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、専決処分いたしました改正の主なものを説明資料の新旧対照表に基づきまして、御説明申し上げます。

説明資料の4ページをお開きください。

第2回志布志市議会臨時会の付議案件説明資料4ページでございます。

第44条でございますが、44条は給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する規定ですが、第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削る改正のほか、第4項の追加の理由は、今回の地方税法の一部改正によりまして、公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額に加算して、給与から特別徴収の方法により徴収することができることとされたことによる改正であります。

これまでは、65歳未満の公的年金受給者につきましては、年金等に係る所得割額につきまして、別途普通徴収とされていたものが、今回の改正で原則、給与所得と合算して特別徴収することとされたものでございます。

第45条第1項の改正は、44条に1項追加されたことにより、「第4項」が「第5項」になったことによる改正でございます。

第48条第6項の改正は、法人税法の一部改正により第2条の定義中追加項目があり、「第2条第12号の7の5」が「第2条第12号の7の7」に改正されたことによるものであります。

附則第15条は、今回の地方税法の一部改正で引用している地方税法附則第31条の2が削除となったため、特別土地保有税の読み替え規定を削る改正がされたため、「附則第15条の2」を「附則第15条」とする改正であります。

附則の第1条でございますが、この条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置についての規定でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○19番（小園義行君）** 今の、課長、説明を受けてですね、はい、私よく分かりましたっていうふうに簡単にいかないんですね。もう1回教えてください。

この60歳から公的年金、受給しますね。そして、65歳未満と65歳以上、これまで給与所得がある方の場合、65歳未満の人は、公的年金のそういったもろもろの所得も合算して給与から引く、今回そういうことができるようになりましたということですね。65歳以上の方で、年金だけ、そして給与所得がある人、そういった方々はどうなっていくんですかね。

**○税務課長（外山文弘君）** ただいまの御質問でございますが、今回の改正は、平成20年度まで実施していたものを元に戻すというような改正になります。

平成21年度の改正におきまして、公的年金の部分につきましては、特別徴収になるということで、現在は年金機構ですが、当然特別徴収という形で徴収されております。ですから、当然65歳以上の公的年金受給者につきましては、給与からの特別徴収と年金機構からの特別徴収という二つの特別徴収制度に乗っかるわけです。

今回の改正によりまして、それまで65歳未満につきましては、給与所得は特別徴収、年金部分については普通徴収という形を21年度からとっていたわけです。それを別途、わざわざ公的年金部分を別途納付書で納めなければいけないという不都合が生じたために、今回の改正で特別徴収で給与所得と同時に引けるという制度に変えるものでございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありますか。

**○19番（小園義行君）** ということは、どちらもそういう年金から特別徴収というのが、今回ここで始まっていくということですよ、市民税の、今のその説明は。

○**税務課長（外山文弘君）** 65歳未満の方につきましては、年金機構からの特別徴収はされませんので、その部分は別途普通徴収だったと。それを給与の方の特別徴収で引かれるということでございます。

○**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

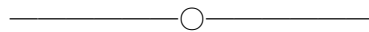
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定いたしました。



#### 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○**議長（上村 環君）** 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成22年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**税務課長（外山文弘君）** 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の7ページが新旧対照表でございます。

8ページから11ページまでが地方税法附則第15条関係の改正内容でございます。

私の方では、8ページからの附則第15条関係の改正内容で説明いたしますので、8ページをお開きください。

今回の改正は、条例附則第10項で引用しております地方税法附則第15条が地方税法等の一部を改正

する法律によりまして、条項の廃止、項の繰り上げ等が行われたことによるものであります。

都市計画税条例に関係のある項につきましては、表の中で丸印で表記しておりますので、そちらの方を御覧ください。

内容につきましてですが、第1項が廃止されたことにより、「第2項」が「第1項」に、第4項から第7項が廃止されたことによりまして、第13項が4項繰り上げられ第9項に、第28項は廃止であります。

第29項は、第20項と第28項の廃止によりまして、6項繰り上げられ第23項に、第33項は第26項に改められたことによる改正でございます。

第36項及び第37項につきましては、廃止。

第39項から第45項まで、及び第47項、第49項は9項繰り上げ、第50項から54項まで廃止。

第55項は、14項繰り上げられ第41項に、57項は第43項に改められたためであります。

第46項は、今回の改正で新設された特例措置が追加されたための改正であります。

附則でございますが、施行期日は、平成22年4月1日からとするものであります。

経過措置でございますが、この条例による改正後の志布志市都市計画税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定いたしました。

—————○—————

**日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）**

**○議長（上村 環君）** 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成22年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○税務課長（外山文弘君）** 承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、補足して御説明申し上げます。

それでは、改正の主なものを説明資料の新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

説明資料の12ページからをお開きください。

本年度の税制改正におきまして、国民健康保険制度の見直しの一環として国民健康保険税の課税限度額の引き上げがされたところであります。

内容は、基礎課税額の課税限度額を3万円引き上げ、第2条第2項中「47万円」を「50万円」に改め、後期高齢者支援金等課税額の限度額を1万円引き上げ、同条第3項中「12万円」を「13万円」に改めるものであります。

第28条中の「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改める改正も課税限度額の引き上げによる改正であります。

第28条の各号中、「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める改正は、地方税法の改正によりまして、第2項が削られ1項のみとなったための改正であります。

「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改める改正は、法第314条の2第2項は、所得の控除の基礎控除に関する規定ですが、今回33万円と金額表示に変更するものであります。

また、第29条及び第31条を2条追加しておりますが、これは今回の地方税法改正におきまして、非自発的な理由により離職した一定の者である場合において、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう所要の措置を講ずるとして、今回、国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所得者が、倒産や解雇等の理由により辞職した雇用保険の受給資格者である場合等において、所得割額の算定の基礎となる総所得金額等及び減額措置の判定の基準となる総所得金額を、これらの金額中に給与所得が含まれている場合に、給与所得の金額をその金額の100分の30に相当する金額として計算した金額とする特例措置のための所要の規定を設けるものであります。

ちなみに、この非自発的な理由により辞職した一定の者でございますが、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者、例えば、天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇、雇い止め、そういう方々でございます。それから、雇用保険法第13条第3項に規定する特定理由辞職者、いわゆる契約切れでございます。期間満了の方、正当な理由のある自己都合退職と離職理由

行動等が示されております。そういう方々でございます。

そのほかは、2条追加による条の繰り下げと字句の整理等であります。

附則であります、この条例は平成22年4月1日から施行するものであります。附則第2項は、適用区分に関する規定であります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○19番（小園義行君）** 今回、それぞれ3万円と1万円ですかね、計4万円引き上がるわけですが、これまでの59万円を63万円にするということで、それぞれの59万円から63万円に上がる、この方々のいわゆる総収入は、大体どれくらいの金額になるのか。所得でも構いませんけど、今回引き上げに該当をする方々の年収、所得でもいいでしょう、それをお示してください。

そして、併せてそれがどれくらいの世帯、ここ志布志市におられるのかですね、お願いをします。

三つ目に、第29条以降ののですよ、10分の3にするというこれは、22年度以降ということで適用することになっているわけですが、これ実際にその方々が次の年もそういう職種に就けない等々があったときを含めて、これ時限立法なのかですね、単年度だけのそういう措置なのか、そこを少しお願いします。

**○税務課長（外山文弘君）** 最初の所得の関係についてお答え申し上げます。

限度額の対象者といえますか、収入状況でございますが、大体給与でいいますと525万円程度の方でございます。これが年金になりますと、およそ、やはり同額ぐらいの523万円程度の収入のある方については、この限度額に到達するという形になります。

なお、その対象となる世帯数につきましては、252世帯あるというふう把握しております。

それから、この制度につきましては、今後こういう形でもう続くのではなかろうかということと考えておりますが、現在のところは4月1日以降の対象者につきまして、申告を受け付け、現在、本算定の段階で対象とするのが、大体43世帯ほどそういう世帯もあるというような状況でございます。

この制度につきましては、今後も継続して続く方向ではあるというふう認識しております。

**○19番（小園義行君）** 今、該当する世帯が252世帯ということですけど、この方々、昨年度のいわゆる粗収入、そして合わせて今回4万円引き上がる中で、所得、収入等が伸びればですね、これ理解もいくわけですけど、そういったものがもう確定申告も済んで、それぞれはつきりもう出る時期ですね。そういった方々の世帯が収入が確実に伸びているのかどうか、それをひとつお願いをします。

そして、この43世帯、29条以降の関係があるということでしたが、これ正直言ってよく分かりませんよね、通知が行ったとしてもですよ。そこにしっかり、あなた方はこういうことですよ、みたいな通知等々がやられるというふうになっているのかですね。

それと、併せて、来年度、23年度の国民健康保険税等が引き上げ等、そういうこと等もどういうふう当局として思っておられるのかですね。もうすぐ6月が来て本課税等々があるわけですが、そこらについての見通しも含めてお願いします。

**○保健課長（木佐貫一也君）** ただいまの御質問の中で、非自発的失業者における対象者への通知等

についての御質問があったわけですが、この質問におきましては、国保の届け出の際にそういったことが分かりますので、通知関係を発送しております、先ほど税務課長の方から答弁がありましたように、43世帯からの届け出があったところでございます。

以上でございます。

**○税務課長（外山文弘君）** 本年度の所得におけるその世帯数の変動でございますが、たしかに本年度につきましては、所得関係で落ちております。先ほど252世帯が対象となるということでございましたが、実際本年度の本算時点では211ということで、41世帯ほど減っております。

**○市長（本田修一君）** 保険税の引き上げということについてはどのような見通しかという御質問でございますが、ただいま6月議会に向けて調整中でございます。現在、担当の方から状況等をヒアリングしているところでございますが、市の国民健康保険制度の状況につきましては、大分改善はされているというものの、依然としてまだまだ財源が不足しているというようなことであるようでございます。ということで、前年並みとまではいきませんが、それに準ずるような形でお願いしたいというふうには思っております。御懸念がありますように、経済状況が非常に極めて厳しいというような背景がございますので、市民の方々のそのような状況を勘案しながら議会には御相談を申し上げたいというふうに思います。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

**○19番（小園義行君）** 承認第5号について、基本的に反対の立場で討論をします。

今回、課税の限度額を59万円から63万円に引き上げるということでの提案であります。

そして、29条以下のそういったものについてはもう大変有り難いことでして、理解をするところがありますが、限度額を引き上げるこのことは、今いろいろ質疑をする中で当局の答弁にもありましたように、給与収入でしますと525万円、その近辺がそうだとということでありますが、収入の1割を超えるものを国民健康保険税として納めなければならないと。この現実を見たときに、大変これは重い金額だなというふうに私は思うところであります。そして、担当の方の答弁も収入等、いわゆる所得としてもそう伸びている状況にない、大変厳しい状況であるということがありましたが、この211世帯の方々にとっては、収入の1割以上を超えて国民健康保険税を納めなければいけない、そこに到達していれば当然そういうことになるわけですね。そして、その他の税金等も当然これは納めていかなければいけないという状況の中で、収入の1割を超えるそのものを国民健康保険税として納めなければいけないという、こういったものを毎年毎年引き上げがされてきて、低所得者に対しての問題だというようなこと等もあって国が政令を変えてくるわけですが、こういったことではなくて、真に国民健康保険会計に関して国が国庫負担をしっかりと元に戻して、改正をする前のものに返して払えるものにしていくというふうにしなれば、私は大変211世帯の方々にとっても、いいよというふうにはならないというふうに思います。この29条以下のそこについては理解もするところでありますが、今回こう

いった提案については、基本的に認められないという立場であります。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

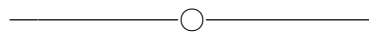
○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。承認第5号は承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、承認第5号は、承認することに決定いたしました。



**日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度志布志市一般会計補正予算（第9号））**

○議長（上村 環君） 日程第8、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、交付金等の額及び地方債の同意額の確定に伴い、緊急に平成21年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成22年3月31日に平成21年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、承認第6号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第9号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に3億1,497万8,000円を追加し、予算の総額を242億471万9,000円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でございしますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業に係る各事業の実績を踏まえ、道路維持整備事業を850万円増額補正し、1億5,830万円に変更しております。

6ページでございします。

第3表、地方債補正でございしますが、起債同意額の確定によりまして、港湾事業など8件の地方債を総額2,910万円増額変更するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の9ページをお開きください。

まず歳入予算では、交付額の確定に伴い、3款、利子割交付金を144万1,000円減額。



10ページでございますが、4款、配当割交付金を164万5,000円減額。

11ページでございますが、5款、株式等譲渡所得割交付金を148万3,000円減額しております。

12ページの第8款、自動車取得税交付金を2,285万7,000円減額しておりますが、2目の旧法による自動車取得税交付金につきましては、前年度の概算交付額が多かったため全額を減額補正するものでございます。

13ページをお開きください。

10款、地方交付税でございますが、特別交付税の確定に伴いまして、3億1,330万4,000円増額しております。特別交付税の交付総額は、6億1,330万4,000円となっております。前年度比7.3%の減額となりました。

14ページでございます。

21款、市債は、事業費の確定に伴い、農林水産業債を1,860万円、土木債を1,050万円、それぞれ増額しております。

次に、歳出予算でございますが、15ページでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、持続可能な財政基盤確立のため、今後の基金の活用状況、あるいは残高等を考慮し、施設整備事業基金積立金に1億円、地域づくり推進事業基金積立金に2億1,497万8,000円計上しております。

16ページでございます。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、事業実績によりまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業である新型インフルエンザワクチン接種事業の扶助費を850万円減額し、18ページでございますが、8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路維持費を、同額の850万円増額しております。

そのほか歳出予算につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地方債の財源振り替えをいたしております。

以上が、承認第6号の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

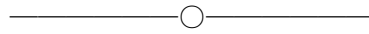
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、承認することに決定いたしました。



**日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））**

○議長（上村 環君） 日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合に納付する共同事業負担金の額の確定に伴い、緊急に平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要が生じ、平成22年3月31日に平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認をを求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,835万9,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料、合わせて75万4,000円を増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を165万5,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の予備費は、90万1,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

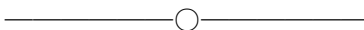
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、承認することに決定いたしました。



**日程第10 議案第36号 志布志市税条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第36号、志布志市税条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、志布志市税条例及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正による同法の題名の改正が行われたことに伴い、条例中の当該法律名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第1条で志布志市税条例の附則、第2条で志布志市国民健康保険税条例の附則の引用法律名の「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改めるものであります。

なおこの条例は、関係法律の施行の日と同じく平成22年6月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

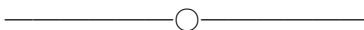
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第36号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。



## 日程第11 議案第37号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第37号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、口蹄（てい）疫対策関連事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第37号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、補足して御説明申し上げます。

説明資料につきましては、付議案件説明資料の19ページ、20ページでございます。

今回の補正予算は、既定の予算に1,868万4,000円を追加し、予算の総額を162億2,868万4,000円としております。

それでは、予算書の3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為でございますが、追加で口蹄（てい）疫の発生により被害を受けた畜産農家の経営を再建するために必要な口蹄（てい）疫経営維持緊急資金を借り入れた畜産農家に対する利子補給事業で、期間を平成23年度から平成32年度まで、限度額を510万2,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、歳入の15款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、自主消毒ポイント2か所に対する口蹄（てい）疫緊急防疫対策事業補助金を250万円計上。

10目、商工費県補助金は、自主消毒ポイントにおける作業員雇用のため、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を238万1,000円増額しております。

7ページでございますが、18款、繰入金、1項、基金繰入金は、今回の財源調整として財政調整基金繰入金を1,380万3,000円計上しております。

次に歳出予算でございます。

8ページでございます。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、口蹄（てい）疫の発生により被害を受けた畜産農家の経営を再建するために口蹄（てい）疫経営維持緊急資金を借り入れた畜産農家に対する利子助成1.7%分、42万9,000円計上しております。

6目、畜産業費は、口蹄（てい）疫緊急防疫対策事業として消毒作業に要する経費を350万5,000円、子牛競り市の延期に伴う飼養管理費の増加に対し、その2分の1相当額を助成する口蹄（てい）疫子

牛緊急支援事業補助金を1,475万円、それぞれ計上しております。

以上が、補正第1号の主な内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

**○畜産課長（中崎章文君）** ただいまの補正予算に係る支援内容等につきまして、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料の19ページをお開きいただきたいと思っております。

宮崎県内での口てい疫感染が爆発的に拡大し、終息の兆しが見えない状況にあります。資料にございますように5月11日では71例が確認されておりましたが、昨日現在146例に達しておるところでございます。

県内でも感染防止対策として、家畜の競り市や各種行事等が中止されるなど、地域経済への甚大な影響が懸念される所でございます。このような中、市における緊急対策として、口蹄（てい）疫子牛緊急支援事業を新設し、子牛競り市の延期に伴う飼養管理費増加の一部を支援し、農家の経営維持を図ろうとするものです。

その内容は、子牛競り市出荷予定牛1頭当たり月額1万円を3か月を上限に支援することとし、今回の補正では4月競り対象が515頭×1万円×2か月、及び5月競り対象が445頭×1万円×1か月分で、合計1,475万円を畜産業費の19節、負担金補助及び交付金として計上しております。

なお、当事業では、自家保留牛は除外となるものです。

次に、県が新設する口蹄（てい）疫経営維持緊急資金利子補給事業を活用いたしまして、市町村への要請額0.62%に農家負担分1.08%を加算した1.7%を市が利子補給することとし、資金借り入れ農家の金利負担をゼロにしようとするものです。

融資枠5,000万円を見込み、利子補給額は42万9,000円を農業振興費の19節、負担金補助及び交付金として計上しております。

次に、自主消毒対策への費用であります。本市では現在、県道65号の高岡口付近及び志布志港第2突堤の2か所で自主消毒ポイント設け、24時間体制で防疫に当たっております。

今回の補正では、議決日から6月末までの所要見込み額350万5,000円を畜産業費の4節、共済費から14節、使用料及び賃借料にそれぞれ計上しております。

なお、当事業への県の支援事業として、口蹄（てい）疫緊急防疫対策事業として、自主消毒ポイント1か所当たり125万円の合計250万円を農業費補助金として、及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として臨時雇用する作業員賃金、8名分で238万1,000円を商工費補助金として計上をしております。

なお、口てい疫発生から今日までの農家への消毒配布や自主消毒対策の費用につきましては、660万円程度予備費での対応となっている所でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○14番（長岡耕二君）** 3点ほどお伺いいたします。

今、5月競りまでの予定で予算計上されておりますが、これがもし延長した場合はどのような形で予算計上されるか。

それと、農家さんが口てい疫の緊急対策資金として借入れを申し込みされた、前回の時 J A さんだけが窓口になったということの金融機関への対応。

そして、もう一つ、農家さんが競り市が延期された分のですね、施設の増設が必要になる部分があります。その増設の施設の融資というのはどのような形になるか、3点ほどお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議案の説明にありましたように、この口てい疫の拡大につきましては、まだいつ終息するか予測がつかない状況でございます。そのような中で、国の方としましても、また宮崎県と一緒にしまして、新たなこの口てい疫に対する封じ込め策が発表されているようでございますので、このことが真に効果が出ることを期待するところでありますが、そうなりましても、かなりまだ陽性の農場で殺処分ないしは、埋設されていない家畜が現存するというような状況でございますので、この終息につきましては、まだまだ期間がかかるというふうに考えるところでございます。

そのようなことで、現在5月まで競り市が中止というようにされておりますが、6月競り市につきましても、現段階から推測するに、かなり中止の方向が取られる可能性が高いのではないかなというふうには思うところでございますが、まだ発表されておられませんので、私どもも現在のところではそのことについては、直接的には対応してないところでございます。

しかしながら、その状況が確定するとなれば、今回提案する内容と同じような形で改めて6月議会に向けて提案をしていきたいというふうに考えております。

それから、利子補給についてでございますが、このことにつきましては、議員指摘のとおり J A 関係の利子補給ということで、前回はされたというようなことでございます。今回、改めてそのことにつきまして、J A 関係以外の方についても、対応できないものかということで、市中の金融機関とも協議をさせていただいたところでございました。ということで、現在、この市中の他の金融機関を利用されている方につきましても、対応できるような形の利子補給というものを私どもは考えておりますので、金融機関と協議を重ねていきたいと思っております。

それから、競り市延期に伴いまして、家畜が係留されるという状況が続くわけでございますが、このことにつきましては、直接的にまだ畜舎の増設ということについてお話がないところではございますが、そのようなことになる可能性が高いというふうには考えているところでございます。

今後、その畜舎増設についても、私どもができる内容で支援をしてまいりたいというふうには考えております。そのことは、先ほど申しましたように6月予算になるのか、あるいはその後、また状況等を見ながら改めて御相談する内容になるのか、今のところは時期等についても、内容等についても、お話申し上げるところではないわけではございますが、いずれにしてもそのようなことにつきましては、対応を考えているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

**○畜産課長（中崎章文君）** ただいまの質疑に補足して説明を申し上げます。

県の方が今回5月11日付けで、新たに口蹄（てい）疫経営維持緊急資金利子補給事業というものを創設いたしましたところでございます。

これにつきましては、現在、要綱等がまだ提示されておられません。今後、提示がされると思っております。

が、県の単独事業ということでございますが、農協だけではなくて、市中の金融機関等においても利用できるんじゃないかというふうに期待をいたしております。要綱等を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

その中で、施設等の整備についても、口てい疫に影響を受ける資金等ということになっておりますので、今後要綱等を見ながらしっかりと確認してまいります。対応できるのではないかというふうに受け止めております。

なお、市の単独としての関係につきましては、市長が答弁申し上げましたようにいろんな形で農家の方々の融資については、御配慮を賜るように銀行等に対しても申し入れをいたしておるところでございます。

以上です。

**○19番（小園義行君）** 3点ほどちょっとお願いします。

この口てい疫の関係で国からですね、この感染経路の解明とか、そして予防対策というのは、今の現状のこのままでしかないという状況で推移しているのか、そういった情報について、発生源等を明確にした上での情報の提供というのはないのかですね。新聞報道、昨日マスコミ等でワクチンの投与ということもした上での全頭、そういった対策も考えられているわけですが、感染経路、いわゆる発生源の明確なもの、そして、それに対するしっかりした予防の在り方、そういったものが情報として当局あたり、まったく来てないのかですね、国の対応について少し、1点目お願いします。

二つ目、この口てい疫の経営維持緊急資金ですが、利子補給事業ですけど、これは口てい疫の発生により被害を受けたいわゆるそういう方々にとということですけど、宮崎県で口てい疫は発症しているわけですね。でも、この志布志市、鹿児島県内においてはまだそういう状況はない中で、宮崎のこの口てい疫の影響をもって今回この経営が大変になっているということ等で、この事業が実施できるものなのかというのが二つ目です。

そして、三つ目に、職員の皆さんをはじめとして、大変これは努力をしていただいて、3交代でされているわけですが、現在職員の方々がどれぐらいの数、それに携わって、そして他の事業等々に影響が出てないものなのかですね、本当に全市挙げて取り組まなければいけないということに思っているところですが、そこらについてはいかがですかね。

**○畜産課長（中崎章文君）** まず、第1点目の御質疑、感染経路等そういった国からの情報等について、正確にきているかというふうな御質疑でございましたが、私どもにおきましても新聞報道等、あるいは国の農林水産省が公表しておりますホームページ、こういったもの等での情報収集、併せて家畜保健所等から発生等についての情報はまいっておりますが、感染経路等については、国の専門の検討委員会等で検討が重ねられて、原因究明等についてもされておりますが、現在のところ感染経路等の特定に至っていないというのが実情でございます。なかなか私どものところにもすべての情報というものが届いておるといふことではないのかなというふうに思っております。そういったこともありまして、県あるいは国等において市長が要望される際等については、そういった情報提供等についても配慮願いたいというふうな申し入れもいたしておるところです。

それから、利子補給事業につきましては、県が今般新規の対策をとってくれたわけですが、移動制限区域、発症している区域につきましては、国が制度を設けてくれております。しかしながら私ども、移動制限区域等、制限区域でない地域におきましては、国の方が設けてくれていないということで、県が単独で制限区域外における、例えば子牛の競り延期、こういったことにおいて農家の方々が経営維持に支障を来しているというような観点から、県の方で、県、市町村、それから貸し付けになる金融機関等で利子補給をして農家へ支援しようというような形で、今回の利子補給事業については創設をされたところです。

それから、自主消毒ポイントを本市は2か所設置いたしておりますが、その職員等の動員状況でございますが、まず高岡口につきましては、4月30日からスタートをいたしております。4月30日からスタートをし、5月14日から24時間体制で取り組みをいたしておりますが、これまでの間、総数で延べ329人、そのうち151名が市の職員でございます。ほかの関係機関、農協、それから共済組合、県酪、関係する大崎町ということで高岡口の方は対応をいたしております。

それから、志布志港の第2突堤の関係でございますが、第2突堤は5月6日から24時間体制でスタートをいたしたところです。ここにつきましては、今日までの見込みですが、職員が95、それから、港湾振興協議会が要員として応援をいただいておりますけれども、港湾振興協議会が146、それから緊急雇用の臨時交付金事業基金の活用部分が62、全体で303というふうな状況でございます。

なお、消毒台数につきましては、高岡口が19日までの集計でございますが、827台、港湾の方が17日までの集計でございますが、1万1,706台が消毒ポイントを通過しているという状況でございます。

なお、昨日の17時ぐらいから高岡口の方におきましては、一般車両向けの路上マットを置いての消毒をスタートいたしておるところです。

以上で終わります。

**○12番（立山静幸君）** 先ほど課長の方からもう雇用をしているということがありましたが、この雇用の選考方法はどのようになっているのかですね、お伺いいたします。

それと、先ほど係留の小屋等もありましたが、非常に係留する小屋がないとか、あるいは敷きわらを買わなければならないとか、いろいろあるようでございます。それら等についても一部助成等を考えられないかですね、お伺いいたします。

**○畜産課長（中崎章文君）** ただいまの御質疑ですが、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業でございますが、これにつきましては、ハローワークの方に募集要項を提示しまして、応募された方々を面接して採用しているということでございますが、現在、雇用済みの方につきましては、8名を雇用をいたしておるところでございます。

それから、2点目の施設等の増設、あるいは敷きわらそういった資材等の購入費等が増大するんじゃないかと、そういったものに対する一部助成はというような御質疑ございましたが、先ほど申し上げました県の口蹄（てい）疫経営維持緊急資金利子補給事業等が創設されて、市としてはこの部分に一体となって農家の方を支援するというふうに考えておるところです。農協においてそお鹿児島農協、それからあおぞら農協、いずれも今回の子牛出荷遅延に係る貸し付け、融資制度を創設をいたし



ておるところです。この分につきましては、農協等、それから県の経済連等による無利子化が措置されておるようでございますので、こういったものをば活用いただけるんじゃないかというふうに考えております。

そういったものを見極めながら、場合によっては今後、市としての追加施策というものについては、検討していくということになるというふうに考えておるところです。

以上です。

**○12番（立山静幸君）** 雇用については、もう8名ほどということなんですが、実は山重校区には競り市がある時に1週間ぐらいですね、4名の方が行っていらっしゃるわけです。その方々がおっしゃるには、なんか仕事があればいいんだがなあということをおっしゃっていらっしゃるわけです。議会資料が来た時に、これを見た時にですね、月に1週間ぐらいですのでですね、これを採用していただければ助かるんだがなあと考えたもんですから質疑をしたところでありますが、どうにかならないものでしょうかね。

**○港湾商工課長（萩本昌一郎君）** 雇用の関係につきましては、私ども、商工費の補助金でございまず緊急雇用創出事業臨時特例基金事業という県の基金事業を活用しているところでございます。これは先ほど畜産課長が申し上げましたように、ハローワークを通じて現在失業中の方で短期の雇用を行うという事業でございまして、もう既に緊急でございましたので13日から雇用をしておりますが、それ以前にハローワークに募集要項等をお願いしまして、募集をして、8人をですね、雇用しているところでございます。先ほど申し上げましたように、本日までは予備費で利用しておりますが、今回また新たに補正予算をお願いしたところでございます。

それから、これからも長期にわたるといふことで、新たにですね、今、畜産課と協議をしまして9名の方の募集を今いたしております、現在ハローワークの方をお願いをしておりますので、先ほどまでの私の把握している情報ではまだ2名の応募しかなかったというふうな状況でございまして、もしそういうような方がおられましたら、ハローワークを通じてですね、申し込んでいただければ、面接等をしながら採用をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

**○12番（立山静幸君）** その雇用形態をお伺ひしたいと思います。

**○港湾商工課長（萩本昌一郎君）** 現在、消毒体制につきましては、第2突堤を港湾商工の方で畜産と連携しながらやっておりますが、3交代でやっております、時間帯につきましては、朝の5時から13時までが1班、それから13時から夜の21時、9時ですが、これまでが2班、それから夜の9時から朝の明け方の5時までが3班というようなことでございまして、3班体制で交代でやっておりますので、当然深夜とかに及ぶ分につきましては割り増し等をしながら、賃金形態につきましてはそれぞれ若干のそういった時間帯を考慮しながら、3交代をお願いをしているところでございます。

**○議長（上村 環君）** 下平議員、早退です。

ほかに質疑はありませんか。

**○11番（本田孝志君）** ただいまですね、昨日現在、口てい疫のワクチンをやるということで、政府の等方から発表があったわけですが、もしですね、これが今、えびのまで先月の28日に初の発生とい

うことで発表がされましたがですね、これがもし鹿児島県のこちらの方に来た場合ですね、入った場合の対策等は、市長そしてまた課長なんかは、話し合いはどのようにされたもんですか。やはり新聞報道等、そしてテレビ等を見ていると、いろいろと発生してもう1か月、4月20日に最初の例が見つかって、まだ今やっとワクチンをどげんかせんないかんということでございますが、もし、もしものことを考えて、県の方も種畜牛も島の方に持って行こうかというような県の発表等も、県知事等も検討しているそうですが、我が志布志市はですね、入った場合のことを想定してシミュレーションを考えているものかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この口てい疫につきましては、4月20日に一例が出たということで、その時以来本市では、防疫体制を中心にとるということで、市民の畜産の農家の方々に特にお知らせしながら、防疫に努めてきているところでございます。ということで、今ほどお話ししましたように、本市に入る経路について消毒態勢を強化しながら防疫をしているということで、現在の段階では対策としましては、そのような形のことをとっているところでございます。

しかしながら、この口てい疫が初発の都農、そして川南、それから新富と、あるいはえびのということで南下してきているような状況でございますので、市に近づいてきたら、あるいは市内で発生したらということについては、協議はしているところでございますが、正式の形で、例えば対策本部を設けてというような形では、いまだとってないところでございます。

私どもとしましては、県とこのことにつきましては十分協議を重ねながら、防疫体制を強化していくということを今現在とっているところでございますので、このことについて特に念入りに、志布志港もでございますので、このことにつきましては念入りに取り組みをしながら、鹿児島県に、そして志布志市に入ってこないということを今現在は第一の取り組みとしているところでございます。

**○11番（本田孝志君）** その努力はですね、少しは見えてきてはございますがですね、やはり入った場合ですよね、いつ入るか分からないわけですので。ワクチンも、皆さんワクチンを打てば安心するぐらいの気持ちでいるわけですが、私も農業新聞等を毎日見ているんですがですね、今日もここに持ってきていますが、いろいろと詳しいことが書いてございます。ワクチンを打ってもですね、いろいろと難しゅうございます。ですから、今までのことが宮崎は後手後手となっているようですので、やはり入ったことを想定してですね、ぜひ手順を作っておってですね、すぐ手が打てるような態勢をとっていただきたいと思います、まだ時間がございますのでですね。まあ時間が・・・（聴取不能）入られることを前提としてですね、もし入ったときのことを考えて、やはり私は先の手を打っておった方がいいんじゃないかなと考えております。ですから、まだ6月議会等ももう少しございますが、いろいろと担当課、市長、副市長なんかみんなですね、みんな一体となってこのことをですね、毎日会議をしながら、ぜひもうこれ以上のことはないというようなことをですね、もし入ったときは早速、すぐ打てるような態勢にしておっていただきたいと思います。どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この口てい疫につきましては、現在宮崎のみということになっておりますが、実は、これらの症状

じゃないのかということで、抗体の検査を受けられる農家が鹿児島県内でもあるところがございます。それは、現在の段階では陰性を確認するために抗体の検査をするんだというようなことで、すべてそのような形で陰性ということで、現在の段階では、鹿児島県内では陽性の家畜はいないという状況でございます。

ということで、私どもの元にそのような情報が寄せられたときには直ちに会議を関係課としまして、もしそれが陽性ということで発表になった場合には、すぐどのような態勢をとるかということにつきましては、常に朝と夜と協議をしているところでございます。ということで、私どもの庁舎内ではいつでも、例えば夜中でも課長会等を招集して、そのことについて体制を組むということの準備はしているところでございます。ただ、まだ現実的に発生していないということで、対策本部的なものは設置してないということでございます。

**○畜産課長（中崎章文君）** 補足して説明いたします。

対策本部は設置していませんが、関係機関による対策会議は開催をいたしております。関係機関への協力要請、そういった発生等が、恐れがあるという段階になれば、即座に対策本部に切り替えるというようなことで了解をいただいているところでございます。

それから、庁内の関係につきましては、市長がただいま答弁しましたように、定期の課長会、それから緊急的な課長会というものをばこれまで繰り返して取り組みをいたしてきておるところでございます。現状、宮崎県側での発生でございますので、とにかく宮崎県から鹿児島県の県内への侵入を阻止するという取り組みに最大限取り組んでいくというような方向で、現在庁舎内の職員を挙げて市長を先頭に取り組みをいたしているというのが実情でございます。

以上です。

**○17番（岩根賢二君）** 今、ワクチンの話も出ておりましたけれども、ワクチンを使用することによってワクチン清浄国という何かそういう呼び方があるそうですが、そのことによって我が市にどのような影響があるのか、その点はどのように認識されていますか。

**○畜産課長（中崎章文君）** ワクチンを接種するということにつきましては、報道等を見ても非常に疑問視するというか、慎重論を述べていらっしゃる方々もいっぱいいらっしゃるようです。そうした中で、なぜワクチン接種についてそういった慎重論があるかといいますと、今、議員話がございましたように、ワクチン清浄国ということでワクチンを使つての清浄化を果たすという部分については、ワクチンを使っていないながら発症していない国と非ワクチン清浄国とは使い分けられているということですので、そのワクチン清浄国に対して国外の輸入国が輸入を規制するというふうなことによる影響が出てくるんじゃないかと。としますと、私どもこの地域においては、ナンクク、それからサンキョーミート、国外への輸出もいたしておりますので、そういったところで輸出が規制される、したがって生産農家等にも影響が出てくるというふうなことで危惧しておるところでございます。

以上です。

**○17番（岩根賢二君）** 今、答弁の中にありました、輸出をしているということですが、例えば年間で志布志市から輸出をしている肉類がどれぐらいあるのかということは把握をされているんでしょう

か。

○畜産課長（中崎章文君） 細かに本市部分が国外に何トン出ているという分につきましては、今手元に資料を持ち合わせておりません。大変申し訳ありませんが、資料が手元にないので数値については、後ほどでよろしいでしょうか。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第37号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

追加日程のため、ここで休憩します。



午前11時35分 休憩

午前11時39分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま配付しました追加日程表のとおり、本日の日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程表のとおり本日の日程を追加することに決定しました。



○議長（上村 環君） お諮りします。

追加日程第1、発議第6号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

## 追加日程第1 発議第6号 口蹄疫発生に伴う支援策の実施を求める意見書の提出について

**○議長（上村 環君）** 追加日程第1、発議第6号、口蹄（てい）疫発生に伴う支援策の実施を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○9番（毛野 了君）** ただいま議題となりました発議第6号、口蹄（てい）疫発生に伴う支援策の実施を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会議員、鶴迫京子議員であります。

提出の理由としましては、宮崎県で発生した口てい疫は、急速に感染が拡大する中、いまだに終息の兆しが見えず、このままでは畜産を含む農業が基幹産業である本市においても甚大な影響が懸念されます。

一方、畜産農家においては、競り市の延期に伴い、出荷もできず飼養管理費が日増しに増加するなどの多大な影響が既に出ており、一日も早い終息に向けた取り組みが喫緊の課題である状況を踏まえ、早急に畜産農家に対する支援策と感染拡大防止策を講じるよう強く求めるため、地方自治法第99条の規定により、次の事項について関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

1. 口蹄（てい）疫の影響により出荷ができない畜産農家の飼料代等の経費や出荷遅延による損失を全額補てんすること。

2. 出荷停止等により収入が途絶える農家に対して一時金の給付など支援策を講じるとともに、経営継続に支障が生じることのないように無利子の運転資金の融資などの金融対策を速やかに講じること。

3. 風評被害防止に向けた対策を強化すること。

4. 地方自治体や関係機関が独自の対策を講じる場合は、地域に裁量権を与えた上で、特別交付税を含む十分な財政措置を講じること。

5. 感染経路の解明、発生及び感染の防止対策に全力を尽くすとともに、万全かつ抜本的な予防策を講じること。

以上であります。

提出先は、衆議院議長、横路孝弘。参議院議長、江田五月。内閣総理大臣、鳩山由紀夫。総務大臣、原口一博。財務大臣、菅直人。農林水産大臣、赤松広隆でございます。

以上、趣旨説明を終わります。

どうぞ、御賛同方、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第6号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上をもって、本臨時会の日程を終了しました。

これで、平成22年第2回志布志市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時44分 閉会